

廃水処理室 使用変更許可申請書コメントへの回答

番号	ページ	コメント内容	回答
1	参考資料 全般	廃止措置に係る添付資料については、記載の統一がなされていない。統一できるところはきちんと統一し、違いが生じるところはその理由を明記すべき。	参考資料につきましては、解体・撤去対象となる設備、廃止に向けた措置に段階、汚染レベル等により、作業方法が異なる場合があるため、統一した記載が困難な箇所もありますが、共通的な装備、汚染の除去方法、固体廃棄物収納容器の名称等、共通的なものは以下のとおり統一致します。 〔記載の統一例〕 ・「簡易ハウス」は、「グリーンハウス」に統一 ・汚染の除去方法は、「アルコール等によるふき取り」と具体的に記載 ・「・・・工事・・・」は、「・・・作業・・・」に統一 ・「汚染の拡大防止・・・」は、「汚染の拡散防止・・・」に統一 ・「ロータリーバンドソーやチップソー等の電動工具等」は、「電動工具等」に統一 ・廃棄物の払出し先は、「ウラン系廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設・・・」に統一
2		管理区域解除の際は、管理区域エリアに汚染がないことを確認した後、解除する旨を記載。(参考では、設備機器に汚染がないことを検査することは読み取れるが、管理区域内に汚染がないことを検査する旨の記載が読み取ることが出来ない。)	拝承 参考資料に追記します。
3	参考資料 P2	汚染のない撤去対象設備の解体撤去で、保安院指示の「放射性廃棄物でない廃棄物」を参考に、適切に取扱うとあるが、「適切に取扱う」とは具体的に何を指すか。	当該文書は、平成20年5月27日付けの『原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)』(NISA-111a-08-1)(平成20・04・21原院第1号)となります。 適切に取扱うとは、別添のガイドラインの記載内容を参考に実施するという意味であり、「汚染のおそれのない管理区域で使用された物品」に記載されている内容等を指しています。
4	参考資料 P1	他の施設においても廃止措置を進めるものも含めて、記載ぶりが統一されていない。例えば、簡易ハウスとグリーンハウスでは何が違うのか、タイベックスーツの着用を要するものと要しないものの違いは何か。作業の安全確保について、保安規定により管理するものと放射線保安規則で管理するものがあるが、違いは何か。	・簡易ハウスとグリーンハウスは同じものであるため、No.1に記載のとおりグリーンハウスに表記を統一します。 ・タイベックスーツは身体への汚染が考えられる作業であるかによって着用の要否を決めています。廃水処理室の場合、はつり作業などにより粉塵が舞うことを想定するため、タイベックスーツを着用しています。No.1に記載のとおり参考資料に追記します。 ・放射線保安規則は、保安規定に準拠してあり、作業の安全確保について、同様のものとなっております。
5	参考資料 P2	廃棄物の搬出先として、「ウラン廃棄物処理施設」と、「ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設・・・」としている施設がある。後者が正しい表現かと思うので、統一すべき。	「発生する廃棄物は、難燃物及び不燃物については放射性廃棄物としてドラム缶又はコンテナに収納し、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬する。可燃物についてはカートンボックスに収納し、ウラン廃棄物処理施設の焼却施設に運搬する。」に統一致します。
6	参考資料 P2	廃棄物の処理として、所定の容器(コンテナ等)とあるが、所定の意味するところは何か。等に含まれるものは何か。	「所定の容器(コンテナ等)」とは、設備の解体・撤去作業の際に発生する固体廃棄物を収納するため、下部要領で定められた容器のことです。保管廃棄のための容器はドラム缶、コンテナであり、焼却処理する可燃物は、カートンボックスであることから、それぞれ具体的に記載します。
7	参考資料 P2	除染の除去方法とありながら、方法が一切ない。	No.1に記載のとおり3.(2)に“アルコール等によるふき取りで”として方法を追記します。